



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 1 日 (火曜日) 号外 第 35 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

条 例	頁	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 2		する条例…………… (市町村課) 6
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 4		○宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (福祉保健課) 7
○宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正		○宮崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (こども家庭課) 8
		○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例…………… (漁業管理課) 8
		○都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 9

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第39号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律の改正に伴い、関連する使用料及び手数料について所要の改正を行うこととしました。
- (2) うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の廃止に伴い、うなぎ稚魚の取扱者登録申請手数料を廃止する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第40号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (条例第41号)

1 改正の理由及び主な内容

公職選挙法及び公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第42号)

1 改正の理由及び主な内容

国が定める救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第43号)

1 改正の理由及び主な内容

国が定める女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例（条例第44号）

1 廃止の理由及び主な内容

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律が、うなぎ稚魚に適用されることに伴い、条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年12月1日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県総合運動公園における庭球場屋外コートの改修に伴い、使用料の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和7年10月1日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第39号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手数料)	(手数料)
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。	第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。
(1)～(332)の3 [略]	(1)～(332)の3 [略]
<u>(333) うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号。以下「うなぎ稚魚取扱条例」という。）第4条第2項の規定に基づくうなぎ稚魚取扱者の登録の申請に対する審査 うなぎ稚魚取扱者登録申請手数料</u>	<u>(333)から(337)まで 削除</u>
<u>(334) うなぎ稚魚取扱条例第8条第1項の規定に基づくうなぎ稚魚取扱者登録の有効期間の更新の登録の申請に対する審査 うなぎ稚魚取扱者更新登録申請手数料</u>	
<u>(335) うなぎ稚魚取扱条例第9条第1項又は第14条第4項の規定に基づくうなぎ稚魚取扱いに係る従事者証の作成承認又は再度の作成承認の申請に対する審査 うなぎ稚魚取扱従事者証作成承認申請手数料</u>	
<u>(336) うなぎ稚魚取扱条例第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づくうなぎ稚魚取扱者登録証の再交付の申請に対する審査 うなぎ稚魚取扱者登録証再交付申請手数料</u>	
<u>(337) うなぎ稚魚取扱条例第11条第1項又は第12条第1項の規定に基づくうなぎ稚魚取扱者登録の変更の登録の申請に対する審査 うなぎ稚魚取扱者変更登録申請手数料</u>	
(338)～(453) [略]	(338)～(453) [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
11 農業 大学校 授業料 及び農 業大学 校宿泊 室等使 用料	授業料	[略]			第6条た だし書に規定 する使用料 は、次に掲 げる場合の 使用料とす る。 1・2 [略] 3 大学等 における 修学の支 援に關す る法律（ 令和元年 法律第8 号）第8 条第1項 による知 事の認定 を受けた 場合 4 [略]
[略]					

別表第2（第3条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
295の2 県立 農業大 学校入 学科		[略]		第6条た だし書に規定する手数料 は、大学等 における修学の支 援に關する法律 第8条第1項に よる知事の認定 を受けた場合と する。
[略]				
333 う なぎ稚 魚取扱 者登録 申請手 数料		1件につ き	5,300円	上記金額にうな ぎ稚魚の所持を する者1人につ き3,200円を加 える。
334 う なぎ稚 魚取扱 者更新 登録申		1件につ き	5,300円	上記金額にうな ぎ稚魚の所持を する者1人につ き3,200円を加 える。

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
11 農業 大学校 授業料 及び農 業大学 校宿泊 室等使 用料	授業料	[略]			第6条た だし書に規定 する使用料 は、次に掲 げる場合の 使用料とす る。 1・2 [略] 3 大学等 における 修学の支 援に關す る法律（ 令和元年 法律第8 号）第4 条第1項 又は第6 条第1項 の規定に よる知事 の認定を 受けた場 合 4 [略]
[略]					

別表第2（第3条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
295の2 県立 農業大 学校入 学科		[略]		第6条た だし書に規定する手数料 は、大学等 における修学の支 援に關する法律 第4条第1項の 規定による知事 の認定を受けた 場合とする。
[略]				
333 削 除				
334 削 除				

請手数 料									
335 う なぎ稚 魚取扱 従事者 証作成 承認申 請手数 料		1人につ き	2,300円		335 削 除				
336 う なぎ稚 魚取扱 者登録 証再交 付申請 手数料		1件につ き	2,300円		336 削 除				
337 う なぎ稚 魚取扱 者変更 登録申 請手数 料		1件につ き	5,300円	新規所持者を置 く場合に限り、 上記金額にうな ぎ稚魚の所持を する者1人につ き3,200円を加 える。	337 削 除				
[略]					[略]				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第333号から第337号までを削除する改正規定及び別表第2の333の項から337の項までを削除する改正規定は、令和7年12月1日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第40号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例(昭和39年宮崎県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(離島振興促進区域における県税の課税免除)</p> <p>第3条 離島振興促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 離島振興対策実施地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から<u>令和7年3月31日</u>までの期間(当該離島振興対策実施地域が離島振興対策実施地域でなくなったときは、離島振興対策実施地域として公示された日から離島振興対策実施地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において</p>	<p>(離島振興促進区域における県税の課税免除)</p> <p>第3条 離島振興促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。</p> <p>(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 離島振興対策実施地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から<u>令和9年3月31日</u>までの期間(当該離島振興対策実施地域が離島振興対策実施地域でなくなったときは、離島振興対策実施地域として公示された日から離島振興対策実施地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において</p>

「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(促進区域における県税の課税免除)

第5条 促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 同意基本計画の同意の日(当該同意の日が令和7年3月31日までに行われたものに限る。以下この号及び次号において「同意日」という。)から令和7年3月31日までの期間(促進区域が促進区域でなくなったときは、同意日から促進区域でなくなった日までの期間)内に牽引事業対象施設を設置した承認牽引事業者(次号において「牽引事業施設設置者」という。)について、当該牽引事業対象施設の用に供する家屋(当該牽引事業対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) [略]

(半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税)

第6条 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。)第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から令和7年3月31日までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年

「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)のうち当該特別償却設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(促進区域における県税の課税免除)

第5条 促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 同意基本計画の同意の日(当該同意の日が令和10年3月31日までに行われたものに限る。以下この号及び次号において「同意日」という。)から令和10年3月31日までの期間(促進区域が促進区域でなくなったときは、同意日から促進区域でなくなった日までの期間)内に牽引事業対象施設を設置した承認牽引事業者(次号において「牽引事業施設設置者」という。)について、当該牽引事業対象施設の用に供する家屋(当該牽引事業対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) [略]

(半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税)

第6条 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。)第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から令和9年3月31日までの期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち、当該特別償却設備に係るものとして、自治省令第16号第2条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年

度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率 ア～ウ [略] (2)・(3) [略]	度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率 ア～ウ [略] (2)・(3) [略]
---	---

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 改正後の条例第3条及び第6条の規定は、令和7年4月1日以後にこれらの条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前にこの条例による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条又は第6条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。
- 改正後の条例第5条の規定は、令和7年4月1日以後に改正後の条例第1条第4号に規定する^{けん}牽引事業対象施設を設置した者に対する不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前に改正前の条例第1条第4号に規定する^{けん}牽引事業対象施設を設置した者に対する不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第41号

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のピラ（以下「ピラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第4号の3の<u>個人演説会告知用ポスター（宮崎県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下これらを「告知用ポスター等」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(ピラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたピラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ピラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該ピラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p> <p>(2) 当該ピラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>38万6,500円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ピラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のピラ（以下「ピラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第5号の<u>ポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(ピラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたピラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ピラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該ピラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u></p> <p>(2) 当該ピラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>41万9,000円と5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ピラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p>

(告知用ポスター等の作成の公費負担)

第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、告知用ポスター等を無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(告知用ポスター等の作成の契約締結の届出)

第12条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において告知用ポスター等の作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(告知用ポスター等の作成の公費の支払)

第13条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された告知用ポスター等の1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該告知用ポスター等の作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（宮崎県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(告知用ポスター等の作成の公費負担の限度額)

第14条 第11条の規定により告知用ポスター等を作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に告知用ポスター等の作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額とする。

(ポスターの作成の公費負担)

第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ポスターの作成の契約締結の届出)

第12条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間においてポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ポスターの作成の公費の支払)

第13条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（宮崎県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(ポスターの作成の公費負担の限度額)

第14条 第11条の規定によりポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第11条（見出しを含む。）の改正規定、第12条（見出しを含む。）の改正規定、第13条（見出しを含む。）の改正規定（「告知用ポスター等」を「ポスター」に改める部分に限る。）及び第14条（見出しを含む。）の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「新条例」という。）第9条並びに第13条第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 新条例第1条、第11条、第12条、第13条各号列記以外の部分及び第14条の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、一部施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

令和7年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第42号

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(救護施設の職員の配置の基準)</p> <p>第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>栄養士</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(更生施設の職員の配置の基準)</p> <p>第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>栄養士</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(救護施設の職員の配置の基準)</p> <p>第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(更生施設の職員の配置の基準)</p> <p>第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第43号

宮崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号に規定する職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>栄養士又は調理員 1人以上</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号に規定する職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>栄養士若しくは管理栄養士又は調理員 1人以上</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第44号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 3 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。
-
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)	
[略]		[略]	
興行場に関する条例(昭和59年宮崎県条例第25号)	[略]	興行場に関する条例(昭和59年宮崎県条例第25号)	[略]
うなぎ稚魚の取扱いに関する条例(平成7年宮崎県条例第9号)	第5条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)、第10条第2項、第11条第2項及び第12条第3項		
[略]		[略]	

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第45号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第2(第10条、第15条の7関係)						別表第2(第10条、第15条の7関係)					
種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考	種類	区分	単位	金額(円)	納期	備考
宮崎県総合運動公園使用料	[略]			[略]		宮崎県総合運動公園使用料	[略]			[略]	
	庭球場	1面1時間につき					庭球場	1面1時間につき			
	児童生徒	<u>230</u>	児童生徒				<u>270</u>				
	その他の者	<u>460</u>	その他の者	<u>530</u>							
[略]	[略]					[略]	[略]				

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

